

## 「日野市職員等の内部通報に関する条例素案」に関する パブリックコメントの実施について

日野市では、市の公益を害する事実の早期是正を図り、透明で適法かつ公正な市政運営を確保するため、「日野市職員等の内部通報に関する条例」の制定を目指しています。

市が行う事務事業は、すべての職員が法令等を遵守し、適正かつ公正に行われるものであることは当然です。しかし、万が一法令に違反して市の事務事業が行われたときは、それを早急に是正し、生じた被害を最小限に抑えることが市の公益を保護する上で重要です。

市の事務事業における不正は、市職員等の市の内部にいる者が最も確に知り得る立場にあり、市職員等がそのような不正の事実を知ったにもかかわらず、そのことを明らかにすることで自らの不利益を招くとのおそれから、その事実が放置され、秘密として覆い隠されるようなことは決してあってはなりません。

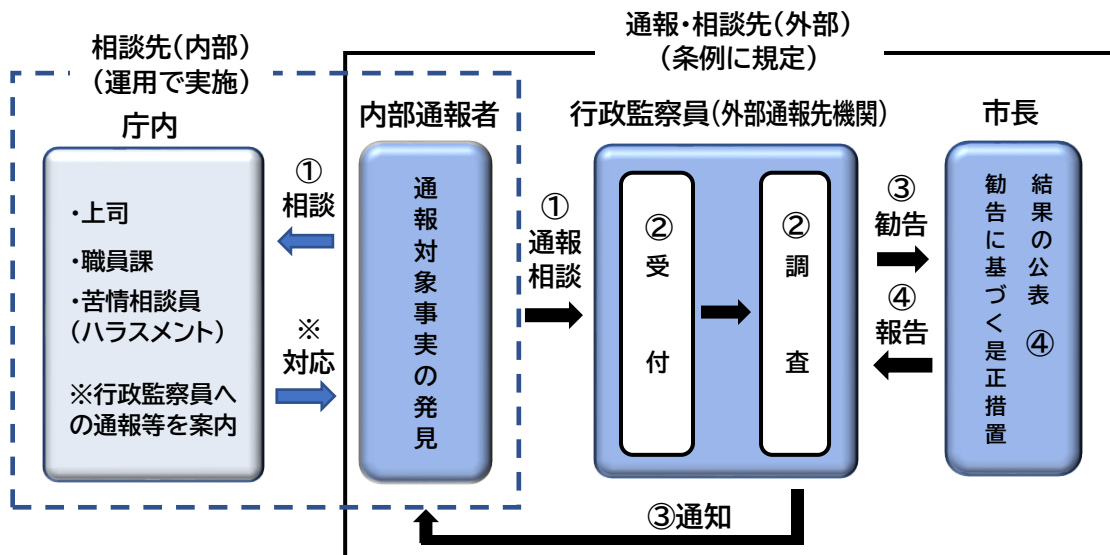
日野市では、今般の元副市長の兼業・二重報酬受け取りなどの問題を受け、「市政に関する法令違反・不当な事実は隠さない」という基本姿勢のもと、「日野市職員等の内部通報に関する条例」を制定し、市の事務事業に関する法令違反や不当な事実を知った市職員等に対して通報の義務を課すとともに、通報を行った市職員等が不利益な取扱いを受けないよう保護する仕組み(内部通報制度)を策定します。

本制度の策定により、組織全体として不正を許さない風土を醸成し、自浄作用を促進することで、市政運営の透明性の一層の向上と市民の皆様への市政に対する信頼の確保を図り、不正の防止・是正、被害の防止・回復につなげてまいります。

この度、「日野市職員等の内部通報に関する条例素案」がまとまりましたので、これを広く公開し、多くの皆様からのご意見をいただきたく、パブリックコメントを実施するものです。

# 1 内部通報制度の仕組み(概要)

日野市における内部通報制度の仕組みは次のとおりです。



- ① 通報対象事実を発見した職員等は、通報対象事実を行政監察員(新設)に通報します。

※通報しようとする事実が通報対象事実に該当するかどうか等をあらかじめ、行政監察員に相談することもできます。

※通報対象事実を発見した職員等は、内部相談先に相談することもできます(相談を受けた内部の相談先は、行政監察員への通報を案内)。

- ② 行政監察員は、受け付けた通報対象事実の通報について調査します。

- ③ 行政監察員は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、その旨を市長に通知するとともに、是正措置を講ずべきことを市長に勧告します。

※勧告内容は通報者に通知します。

- ④ 市長は、行政監察員から是正措置を講ずべきとの勧告を受けた場合は、速やかに当該勧告に基づく是正措置を講じるとともに、当該是正措置の内容を行政監察員に報告し、これを公表します。

※市長が是正措置又は講じた是正措置の公表を行わない場合は、行政監察員が当該是正措置又は公表の懈怠の事実を公表することができます。

## 2 日野市職員等の内部通報に関する条例素案の内容

日野市職員等の内部通報に関する条例素案では、前述の内部通報制度の仕組みを実行性のあるものとして、確実かつ適正に運用していけるよう、以下の内容を定めます。

規定項目	規定する内容
定義	<p><b>条例で用いる用語の意義を明確にし、解釈上の疑義をなくすため、次のように整理し、定めます。</b></p> <p>○職員 日野市(以下「市」という。)の職員であって、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する者又は同条第3項に規定する特別職に属する者(市議会議員、市長、副市長、教育長、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、農業委員会委員、監査委員を除く。)をいう。</p> <p>○職員等 次のいずれかに該当する者をいう。 ア 職員 イ 市の事務又は事業を受託し(内部通報制度の行政監察員の設置に係る委託契約を除く。)、又は請け負った事業者の役員、従業員、代理人その他の者で当該市事務事業に従事している者 ウ 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)の役員、従業員、代理人その他の者であって市事務事業に従事する者 エ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第2号に規定する派遣労働者であって市事務事業に従事する者 オ アからエまでに掲げる者であったもの</p> <p>○内部通報 職員等が、通報対象事実が生じ、又は生じるおそれがある旨を通報することをいう。</p> <p>○通報対象事実 市事務事業に関する次のいずれかの事実をいう。</p>

	<p>ア 法令等に違反し、又は違反するおそれのある 事実</p> <p>イ 人の生命、身体、財産その他の権利利益を害し、又はこれらに重大な影響を与えるおそれのある事実</p> <p>ウ 法令等の趣旨、目的に照らして明らかに不当と認められる事実</p> <p>○内部通報者 内部通報をした職員等をいう。</p>
行政監察員の設置	<p><b>内部通報や不利益取扱いの申出に外部機関となる「行政監察員」について、次のように定めます。</b></p> <p>○行政監察員は、委託契約により設置する。</p> <p>○行政監察員は、2名以内とする。</p> <p>○行政監察員は、弁護士又はその資格を有する者で、任期は、3年とする(再任は不可)。</p> <p>○行政監察員の職務は、内部通報及び不利益取扱いの事前相談、受付、調査、調査結果の通知及び是正措置勧告等とする。</p> <p>○行政監察員本人、その配偶者又は配偶者であった者、二親等内の血族又は姻族が通報対象事実又は不利益取扱いに関与しているときは、当該行政監察員は職務の執行から除斥される。</p> <p>○行政監察員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p>
職員等の通報義務	<p><b>通報対象事実を知ったときの市職員等の義務について、次のように定めます。</b></p> <p>○市職員の通報・相談は義務とする。</p> <p>○市職員等(市職員を除く。)の通報・相談は努力義務とする。</p>
行政監察員への事前相談	<p><b>市職員等は、通報対象事実に該当するかどうか、又は不利益取扱いについて、事前に行政監察員に相談できることを定めます。</b></p>
内部通報者の責務	<p><b>内部通報者は、他人の正当な利益又は公共の利益を害することのないよう客観的な資料に基づく誠実な通報に努めなければならないことを定めます。</b></p>
懲戒処分の減免	<p><b>通報対象事実に関与した職員等が当該事実の通報をしたときは、当該職員等に対する懲戒処분을減</b></p>

	<p><b>免できることを定めます。</b></p> <p><b>内部通報者や内部通報に係る調査に協力した職員等は、正当な内部通報等をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けないことを定めます。</b></p> <p>○不利益取扱いは、特段の理由がない限り、通報を理由としてなされたものと推定する。</p> <p>○内部通報者は、不利益取扱いを受けたと思料するときは、その旨を行政監察員又は任命権者に申し出ることができる。</p>
不利益取扱いの禁止	<p><b>内部通報者や内部通報に係る調査に協力した職員等は、正当な内部通報等をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けないことを定めます。</b></p> <p>○不利益取扱いは、特段の理由がない限り、通報を理由としてなされたものと推定する。</p> <p>○内部通報者は、不利益取扱いを受けたと思料するときは、その旨を行政監察員又は任命権者に申し出ることができる。</p>
内部通報及び不利益取扱いの申出の方法	<p><b>行政監察員に対する内部通報及び内部通報による不利益取扱いを受けた場合の不利益取扱いの申出(事前相談)の方法を次のように定めます。</b></p> <p>○行政監察員に対して書面又は電磁的記録若しくは規則で定める方法により行わなければならない。</p> <p>○市職員等は、その実名を示して行わなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、匿名により行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 客観的な資料を示して行う場合</li> <li>● 人の生命若しくは身体に対する侵害が発生し、又は発生する差し迫った危険があると信じるに足りる相当な理由がある場合</li> </ul>
内部通報の受付	<p><b>行政監察員が市職員等から内部通報を受け付ける場合の手続等を次のように定めます。</b></p> <p>○行政監察員は、次のいずれかに該当する場合を除き、市職員等からの通報を内部通報として受け付けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 通報が不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的によるものと認められる場合</li> <li>● 通報の内容が通報対象事実に該当しない場合</li> </ul> <p>○行政監察員は、通報を内部通報として受け付けたときはその旨を、受け付けないときはその旨及びその理由を、当該通報があった日から14日以内に、内部通報者に対して通知しなければならない。ただし、匿名による通報である場合又は内部通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。</p>

	<p>○行政監察員は、内部通報を受け付けたときは、速やかに内部通報の内容(内部通報者を特定することのできる情報を除く。)を市長に報告しなければならない。ただし、内部通報に関する調査に支障が生じるおそれがあるときは、この限りでない。</p>
内部通報及び不利益取扱いの申出に基づく調査	<p><b>行政監察員が内部通報及び不利益取扱いの申出に基づき実施する調査について次のように定めます。</b></p> <p>○行政監察員は、内部通報及び不利益取扱いの申出に基づき速やかに調査を行う。</p> <p>○通報対象事実が訴訟手続、行政上の不服申立手続その他の紛争処理手続の審理中である場合は、調査を中止し、内部通報者及び市長に理由を付して通知する。</p> <p><b>市及び市職員等は当該調査に対し協力義務及び守秘義務があることを定めます。</b></p>
内部通報及び不利益取扱いの調査結果に基づく行政監察員による是正勧告等	<p><b>調査の結果、通報対象事実や不利益取扱いの事実があると認める場合(又は事実がないと認める場合)に、行政監察員が行う勧告等について次のように定めます。</b></p> <p>○調査の結果、事実があると認めるときは、その旨を市長に報告するとともに、是正措置を講ずべきことを市長に勧告しなければならない。</p> <p>○勧告の内容を内部通報者(不利益申出者)に通知しなければならない。</p> <p>○行政監察員は、調査の結果、事実があると認められないときは、その旨を内部通報者(不利益申出者)及び市長に通知しなければならない。</p> <p>○行政監察員は、市長に事実の認否の通知をする場合においては、内部通報者(不利益申出者)の同意がある場合を除き、内部通報者(不利益申出者)を特定することのできる情報を明らかにしてはならない。</p>
市長による是正措置	<p><b>市長は、行政監察員から是正措置を講ずべきとの勧告を受けた場合、速やかに当該勧告に基づく是正措置を講じなければならないことを定めます。</b></p> <p><b>市長は、是正措置を講じたときは、速やかに当該是正措置の内容を行政監察員に報告し、これを公表</b></p>

	<b>しなければならないことを定めます。</b>
行政監察員による 是正措置	<b>行政監察員は、市長が是正措置又は講じた是正措置の公表を行わない場合は、当該是正措置又は公表の懈怠の事実を公表することができることを定めます。</b>